

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十号

農業委員会交付金の交付基準を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項の規定により県に交付される交付金（以下「交付金」という。）の市町村への交付の基準を定めるものとする。

(交付基準)

第二条 交付金の市町村への交付の基準は、次のとおりとする。

- 一 交付金の総額の三割は、均等に各市町村に配分すること。
- 二 交付金の総額の二割は、直近に公表された統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条の規定に基づく指定統計第二十六号による経営耕地面積規模別農家数中の各市町村の総農家数に応じて各市町村に配分すること。
- 三 交付金の総額の二割は、前号の指定統計第二十六号による経営耕地中の各市町村の経営耕地総面積に応じて各市町村に配分すること。
- 四 交付金の総額の三割は、各市町村の区域内における農地等についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況、当該区域内における農地の転用（農地を農地以外のものにするをいう。）の状況等の農業委員会の運営に関する特別の事情に応じて各市町村に配分すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

目 次

◇規則 農業委員会交付金の交付基準を定める規則
◇告示 土地改良事業の完了
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定
土地改良事業計画の決定
森林整備市町村の指定
保安林の指定予定（六件）
保安施設地区の指定予定
都市計画の変更（二件）

◇選管告示

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

規 則

農業委員会交付金の交付基準を定める規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十四日

告 示

鳥取県告示第千八百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 事業主体 | 土地改良事業の名称 | 工事を完了年月日 |
|---------|----------------------|--------------|
| 上万土地改良区 | 農業構造改善事業上万地区は場整備 | 昭和四十四年三月二十五日 |
| 日南町 | 農業地域改善対策事業上三栄地区は場整備 | 昭和五十八年三月二十四日 |
| 用瀬町 | 農業地域改善対策事業矢戸地区は場整備 | 昭和五十九年三月三十一日 |
| 関金町 | 地区再編農業構造改善事業赤波地区農道整備 | 昭和五十九年五月十三日 |
| 日南町 | 地区再編農業構造改善事業堀地区農地造成 | 昭和五十九年十二月二十日 |
| 関金町 | 農林業地域改善対策事業下三栄地区区画整理 | 昭和六十年三月三十日 |
| 名和町 | ため池等整備事業倉谷地区ため池等整備 | 昭和六十年三月九日 |
| 用瀬町 | 地区再編農業構造改善事業赤波地区は場整備 | 昭和六十年三月二十四日 |
| 関金町 | 団体営は場整備事業大河原地区は場整備 | 昭和六十年三月十五日 |
| 〃 | 団体営は場整備事業宮原地区は場整備 | 〃 |

鳥取県告示第千九百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区の定款の変更を昭和六十年十二月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千九百九十一号

米子市石州府土地改良区が行う土地改良事業（団体営は場整備事業石州府地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年十二月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
米子市役所及び米子市石州府四〇七 米子市石州府土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業舎人地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の七第一項の規定に基づき、次のとおり森林整備市町村の指定をしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 森林整備市町村として指定した町

大山町

二 森林整備市町村指定年月日

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県告示第千九十四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字花原字三縄谷四四六・字畑々谷四四九の一・字鷹ノ山四五六・字コロ谷四四八の三（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、四四八の二、字志山路四四七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び那家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九百九十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡那家町大字大門字平木谷八七〇の一、八七〇の二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町寺内字滑谷六九二の二六、六九二の二七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九百九十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字塚向一一一九の一、用瀬町大字安蔵字大林

一一八三

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚向一一一九の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

鳥取市卯垣一丁目三三一・三四〇（以上二筆について、次の図に示

す部分に限る。）、三〇三から三〇七まで、三一三、三二五、三二六、

三四三、三四五、三四九、三五二、三五三、三五四、三五六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字逸散原二二〇〇、二二〇一、二二〇二の一、

二二〇二の二、大字片柴字仲谷五二五の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字逸散原二二〇一・二二〇二の一・二二〇二の二（以上三筆に

ついて、次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字シヨジ畑二六六、字ユリノ途二六九、字カ
ン町二七〇

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字切塞一二四六の二、一二四九の二、字切塞
奥一二六二の一、一二六二の二、一二七三の四から一二七三の八まで、
一二七三の一〇から一二七三の一二まで、一二七三の一四、大字北方
字畑ヶ谷山八五七の一、八五八の一、八五八の二、字姥ヶ谷山八五九、
八六一から八六四まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町板井原字大井呑四八四の一、四八四の一三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大井呑四八四の一(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九百九十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字金山八五一の七、字力子ヶ森九〇六の三、大字屋堂羅字小シラ谷一二四八、一二五〇の一、大字着米字丸岡五九

四の一、字堂ノムコフ六四〇の一、大字不香田字中ノ谷四一五、四一五の一、四一七の一、大字吉川字池久保九六六の四、九六七、八東町大字徳丸寺字谷一〇九一、字極楽尾下平一七四二、智頭町大字大内字上大内三八〇の一、三八〇の二、三八二、大字駒掃字小屋ヶ鳴五三の一、佐治村大字古市字スカウ四五一、用瀬町大字安蔵字大林一一八一、一一八二、一一八四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字着米字大平ル六八次一四(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千九十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町下石見字押谷一七八四、一七八六から一七八九まで、一七九一から一七九六まで、茶屋字コブシ谷二六〇の二から二六〇の四まで、字岩貝ノ一 二六一、二六二の一、二六二の二、二六四、字鈴木三一三の二、三一四、字鉄穴山三三六の一、三三六の二、字バンザガ谷三三七の一、三三七の三、字峠ノ前三三八の一から三三八の三まで、三三九の一から三三九の七まで、三三九の九、字ツユゲ塔三四〇、字樋ヶ峠三四一、三四二、字塩ノ木三四三、字菅谷隠地四三三の二、四三四の一、

四三四の三から四三四の八まで、四三四の一〇から四三四の一三まで、

四三四の一五から四三四の一八まで、四三四の二一から四三四の二五まで、四三四の二七、字宮本林四三六の二から四三六の五まで、福寿実字

小堤谷山六六五の一、佐木谷字小長塔山九九六の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐伐種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一八号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

気高郡青谷町大字早牛字鎌谷二三〇の一、二三〇の二、二三二の一、九二三二の六、二三、六五二の一、字大石谷六五二の一、六五二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ

き、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 四・五・一号 ニュータウン中央公園

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

鳥取市生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字新前田、字大堤、字大池平、字大休、字砥石場、字堀霞平、字水堤及び字長谷、紙子谷字門上谷、字荒神谷、字元結谷北側及び字元結並びに香取字権現、字元結西側、字元結口、字袋谷口及び字小山谷地内

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・三・六号 ニュータウン環状線及び三・四・

一号ニュータウン東住区幹線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・六号 ニュータウン環状線

追加する部分

鳥取市香取字小山谷西側、字小山谷、字小山谷堤下、字元結西側、字袋谷口、字元結袋谷丸山、字奥袋谷及び字袋谷、生山字長谷、字小狼谷、字寺谷、字堀護平、字岩丸木平、字砥石場、字大休、字水堤、字大池平、字新前田及び字松ケ谷、紙子谷字門上谷並びに海蔵寺字池ノ谷、字赤坂及び字土居ノ上

2 三・四・一号 ニュータウン東住区幹線

追加する部分

鳥取市生山字寺谷、字小寺谷、字丸木、字峯寺越谷、字奥岩丸木、字洞々谷、字献上谷、字治郎谷、字細谷、字海老谷、字茅谷、字池ノ平及び字水堤

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|-------------|--------|----------|-------------|--------------|--------|
| 自由民主党鳥取県建支部 | 池上 美道 | 濱田 幸夫 | 鳥取市弥生町二六三十四 | 昭和六十一年十一月二十日 | 政治団体の他 |
| 山口義行後援会 | 瀬尾 一夫 | 六戸 春清 | 倉吉市昭和町三二 | 昭和六十一年十月十一日 | 政治団体 |

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

| | | | | |
|-------------|--------------|--------------|-------------|---------|
| 鳥取県連盟 | 橋本財蔵後援会 | 自由民主党西伯町支部 | 公明党倉吉総支部 | 政治団体の名称 |
| 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 異動事項 |
| 西谷 功 | 倉吉市福庭三〇一 | 細田 英 | 朝原 辰雄 | 新 |
| 木下 昭 | 倉吉市山根五三八十二 | 生田 泰治 | 赤本 汎 | 旧 |
| 昭和六十一年十一月十日 | 昭和六十一年十一月十六日 | 昭和六十一年十一月十八日 | 昭和六十一年十一月五日 | 届出年月日 |
| " | その他政治団体 | " | 政党の支部 | 備考 |